

(案)

国 運 審 第 ● 号  
令和 8 年 2 月 ● 日

国土交通大臣 金子 恭之 殿

運輸審議会会長 堀川 義弘

答 申 書

スプリング・ジャパン株式会社からの混雑空港運航許可申請について

令 8 第 9001 号

令和 8 年 1 月 14 日付け国空事第 1008 号をもって諮問された上記の  
事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

(案)

## 主 文

スプリング・ジャパン株式会社からの申請に係る混雑空港（関西国際空港）を使用して運航を行うことについては、許可することが適当である。

## 理 由

1. 申請者は、混雑空港である関西国際空港を使用して国内定期航空運送事業を営むため、本件申請を行ったものである。

申請者の運航計画によれば、関西国際空港－新千歳空港の路線について、令和8年3月24日から、エアバス式A321型機を貨物専用機として使用し、1日に1往復の運航を行おうとするものである。

2. 混雑空港を使用して国内定期航空運送事業を営もうとする本邦航空運送事業者は、航空法第107条の3第1項の規定により、混雑空港ごとに、当該混雑空港を使用して運航を行うことについて国土交通大臣の許可を受けなければならない。

また、国土交通大臣は、当該許可をしようとするときは、同条第3項に基づき、次の基準によってこれをしなければならない。

- (1) 運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであること
- (2) 競争の促進、多様な輸送網の形成等を通じて利用者の利便に適合する輸送サービスを提供するものであること等当該混雑空港を適切かつ合理的に使用するものであること

3. 当審議会は、本事案の審議に当たり、当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて、申請理由等について確認するとともに検討を行った。なお、公聴会の開催の申出がなかったことから、公聴会は開催していない。

(案)

本事案の審議で確認した主な事項については、以下のとおりである。

(1) 運航計画は、関西国際空港の発着調整基準及び利用可能時間を充足しているとともに、同空港における運航、運送及び整備に必要な体制及び時間を確保している。加えて、新千歳空港の利用可能時間を充足しているとともに、同空港における運航、運送及び整備に必要な体制及び時間を確保している。

よって、本事案に係る申請は、前述 2. (1) の基準を満たすものであることを確認した。

(2) コンテナを搭載可能なエアバス式 A 321 型機貨物専用便が就航し、従来は搭載できなかった大型貨物の輸送が可能となるなど利用者に新たな選択肢が提供されることによって、利用者利便が増進され、関西国際空港が適切かつ合理的に使用されることとなる。

よって、本事案に係る申請は、前述 2. (2) の基準を満たすものであることを確認した。

4. 以上のように、本事案に係る申請は、その運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであるとともに、混雑空港を適切かつ合理的に使用するものである。そのため、本事案に係る申請について、航空法第 107 条の 3 第 3 項の許可基準に適合するものとして、同条第 1 項に基づき国土交通大臣が許可することは適当であると認める。